

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 宮崎県
農業委員会名： 串間市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年 3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,610	1,450			3,070
経営耕地面積	1,229	1,015	841	135	2,244
遊休農地面積	51.6	16.5	16.5		68.1
農地台帳面積	1,822	2,002	2,002		3,824

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,241
自給的農家数	284
販売農家数	957
主業農家数	453
準主業農家数	141
副業的農家数	363

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,926
女性	906
40代以下	299

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	352
基本構想水準到達者	14
認定新規就農者	26
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 0 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	15
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	15	15	5

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,070ha	1,003ha	32.7%
課 題	担い手を含む農業者の耕作地が全地域(全農地)で把握できていないため、担い手への集積及び集約を行うための推進及び啓発が困難。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,076ha	1,024.5ha	32.3ha	95.2%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	担い手への農地利用集積に向けたあっせん活動(通年) あっせんを行うための該当農地の把握と農業委員及び農地利用最適化推進委員への情報提供(通年) 農地中間管理事業の周知・啓発と貸借契約の推進(通年)
活動実績	担い手への集積を図るためには、地域の耕作状況を把握することが重要であるため、12月より意向調査を実施し、農地中間管理事業の推進及び担い手への集積に伴う貸借契約の促進を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	本市は集積率が低い状況ではあるが、国の示す目標値に近づけるための設定値であるため、妥当である。
活動に対する評価	意向調査等の実施により、担い手への集積及び農地中間管理事業の推進を行ったが、特に農地中間管理事業活用への理解が得られないこともあったことから、前年度に比べ目標値の44%実績となったため評価できる。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	1経営体	1経営体	2経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.4ha	0.4ha	0.4ha
課題	収納相談等に対応できる農地情報(貸したい・売りたい農地)の把握が不十分であるため、情報収集を早期に行う必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2経営体	0経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.9ha	0ha	0%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	移動相談会を利用し、就農相談による農業経営支援及び就農計画作成の支援、農地のあっせん等を行う(11月) 新規参入検討者からの相談時における、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地あっせん(通年)
活動実績	農政担当課と連携を取り、通年を通して農地相談等における支援調整を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規参入者の確保は喫緊の課題であるため妥当である。
活動に対する評価	就農相談による農業経営支援及び農地あっせん支援が、迅速に対応できる体制がとれているため評価できる。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,138ha	68.1ha	2.2%
課 題	耕作条件の悪い農地が多く、借り手も見つからないため、一律的な指導で解消に繋げることが困難。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
9.0ha	7.4ha	82.2%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	33人	5月	6月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期:9月～11月			
	その他の活動	再生困難な遊休農地に対し、非農地判断を11月に実施し、12月より所有者等に決定通知を行う。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		33人	6月-7月	8月-10月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	10月-11月	調査結果取りまとめ時期 12月	
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 117筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	
		調査面積: 7.5ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	
その他の活動	新規発生については所有者への戸別訪問を行い、解消指導を行った。また、遊休化の要因を整理し、再生が困難と判断した農地については、10月に現地検証を行い、3月に非農地判断を行った。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	耕作可能な遊休農地を早急に解消する必要があるため妥当である。
活動に対する評価	解消指導を行うだけでなく、非農地判断を行いながら、守るべき農地のすみ分けが進んでいるため評価できる。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,070ha	7.31ha
課 題	長期にわたる違反転用が多いことから、違反転用へに関する認識が浅いため、指導を行っても是正できない。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
7.94ha	△0.63ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	5月に実施する農地利用状況調査等により、違反転用を発見次第、現状を確認し、早期発見・早期指導を行うとともに、集計後の11月から12月に戸別訪問を行い、適切な指導をする。また、農業委員会だより1月号による市民への周知を行う。
活動実績	長年、無断転用となっているため是正が困難であることから、転用申請が可能なものについては申請を行うよう指導した。
活動に対する評価	早期発見したものについては、早期指導を行うなど対応をしているにも関わらず、耕作不便により主に植林の無断転用が増加していることから、土地持ち非農家も含め転用申請及び無許可による行為違反の周知を行っていることから妥当である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 44件、うち許可 44件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による申請内容の許可要件並びに現地確認、担当調査委員による許可要件に基づく申請者聴取並びに現地確認。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	農業委員が調査内容及び許可要件該当項目を本総会の審議内容を報告し、農業委員全員で全体審議をするとともに、必要であれば農地利用最適化推進委員が意見を述べる体制が取れている。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	申間市ホームページにて公表。また、事務局備え付けの議事録を公表。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 92件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による申請内容の許可要件並びに現地確認、担当調査委員による許可要件に基づく申請者聴取並びに現地確認。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	農業委員が調査内容及び許可要件該当項目を本総会の審議内容を報告し、農業委員全員で全体審議をするとともに、必要であれば農地利用最適化推進委員が意見を述べる体制が取れている。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	申間市ホームページにて公表。また、事務局備え付けの議事録を公表。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		13 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		7 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		6 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		6 法人
	提出しなかった理由	催促したが未提出	
	対応方針	再度提出指導を行う	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 334件 公表時期 平成31年 3月 情報の提供方法: 農業委員会だよりによる配布とホームページ掲載
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 306件 取りまとめ時期 平成31年 3月 情報の提供方法: 農業委員会だよりを活用した掲載
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,781ha
		データ更新: 年1回の全データ更新と適時更新
	公表: 全国農地ナビによる公表及び申請による公表	
是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉 遊休農地解消や農地集積・集約化を促進し、将来の農業者に耕作できる農地を残していくためには、基盤整備事業(農地中間管理関連基盤整備事業)に早期に取り組むべきである。そのため、事業周知や座談会等の積極的な取組が必要である。</p> <p>〈対処内容〉 基盤整備事業への取組みは、地元・行政・農業委員会・関係団体等の連携や積極的な取組が必須であることから、今後も農地等利用最適化推進施策に関する意見書を今後も提出する。</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉 なし</p> <p>〈対処内容〉</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地等の利用の最適化の推進について <ol style="list-style-type: none"> ①農道及び基盤整備の事業推進 ②農地中間管理機構関連農地整備事業の推進 ③農地中間管理事業の周知 ④空きハウス対策 2. 串間市農業振興地域整備計画の見直しと予算措置について 3. 一定期間の農地貸借契約の周知徹底について 4. 耕作放棄地解消への活動に対する予算措置について
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している